相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市保土ケ谷区藤塚町一〇番、最後の住所横浜市保土ケ谷区藤塚町一〇番四三号　被相続人　亡　伊東　洋之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月二十日

横浜市中区弁天通三丁目四二番地　ＮＧＳ弁天通ビル六〇二　浅葉法律事務所　相続財産管理人　弁護士　浅葉　康之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市鶴見区市場東中町五一〇番地、最後の住所横浜市旭区川井宿町六九番地一　特別養護老人ホームかわいの家　被相続人　亡　関根　富男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月二十日

横浜市中区北仲通四―四〇　商工中金横浜ビル四階　相続財産管理人　弁護士　武藤　一久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県高山市千島町四六七番地三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　樋口　真彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月二十日

岐阜県高山市花岡町二丁目五五番地の二五　打保法律事務所　相続財産管理人　弁護士　打保　敏典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市駿河区大谷五八〇〇番地一四、最後の住所静岡県静岡市清水区三保三一一番地の二　グループホームまつばらの家　被相続人　亡　齊藤　恒一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月二十日

事務所静岡市清水区宮代町九番一五号　相続財産管理人　司法書士法人芝事務所　代表社員　芝　知美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県岡崎市板田町字入屋敷下二二番地、最後の住所愛知県岡崎市八帖北町二九番地一サンシティ八帖三〇六　被相続人　亡　中山　太

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月二十日

愛知県岡崎市祐金町一二五番地ジブラルタ生命岡崎ビル六階山本健司法律事務所　相続財産管理人　弁護士　本多　朱里

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県嬉野市嬉野町大字下野乙一一〇五番地、最後の住所佐賀県嬉野市塩田町大字五町田甲三四四三番地養護老人ホーム済昭園　被相続人　亡　一ノ瀬ハギ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月二十日

事務所佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲七四二番地五　相続財産管理人　司法書士　深村　頌子

公示送達

左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十一条第四項の規定による県中都市計画事業富田東土地区画整理事業に係る平成二十九年六月二十一日付差押書は、送付を受けるべき者が受領を拒んだので（送付すべき場所を確知することができないので）、同法第百三十三条第一項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を次のとおり公告します。

記

一　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名及び滞納金額並びに差押財産

㈠　住所　福島県郡山市富田町字登戸四七番地二　氏名　佐藤　弘彌　滞納金額　内訳　賦課金　金六六六、三六一円（納期限　平成二十七年十二月二十五日）　過怠金　金一〇六、七六三円（五百四十四日分）　滞納金額の合計　金七七三、一二四円

差押財産（土地）　所在　郡山市富田町字登戸　地番　四七番二　地目　宅地　地積　二六四．四六平方メートル

㈡　住所　福島県郡山市富田町字曲田一六番地の三　氏名　市川　政勝　滞納金額　内訳　賦課金　金六〇一、八四六円（納期限　平成二十七年十二月二十五日）　過怠金　金九六、四二七円（五百四十四日分）　滞納金額の合計　金六九八、二七三円

差押財産（土地）　所在　郡山市富田町字曲田　地番　一六番四　地目　田　地積　二五一平方メートル

二　通知の内容　右記の滞納金額を徴収するため、右記の財産を差し押さえる。

備考　過怠金の金額は平成二十九年六月二十一日までのものです。

教示　この通知について不服がある時は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して三箇月以内に郡山市長に審査請求をすることができます。審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第十九条第二項に規定されています。）

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受け取った日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日）から六箇月以内に郡山市富田東土地区画整理組合を被告として、取消訴訟を提起することができます。

なお、差押書については、組合掲示板に掲示しております。

平成二十九年九月二十日

福島県郡山市富田東二丁目二四八番地　郡山市富田東土地区画整理組合　理事長　大和田好男

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第7条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成29年9月20日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　②届出第６号　③代表取締役　池谷幹男　④東京都千代田区丸の内一丁目４番５号　廃止した従たる事務所　大阪府豊中市本町１丁目１－１（梅田支店豊中出張所（コンサルデスク豊中））　⑤500万円　⑥国土交通大臣　⑦東京都千代田区丸の内一丁目４番５号　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　代表取締役　池谷幹男